

東日本大震災被災者等支援基金の概要

1 基金の設置 東日本大震災被災者等支援基金条例 (平成23年4月8日 公布・施行予定)

【目的】

今般の東日本大震災では、広範囲に甚大な被害が発生し、被災者等に対する長期的な支援が必要とされている。

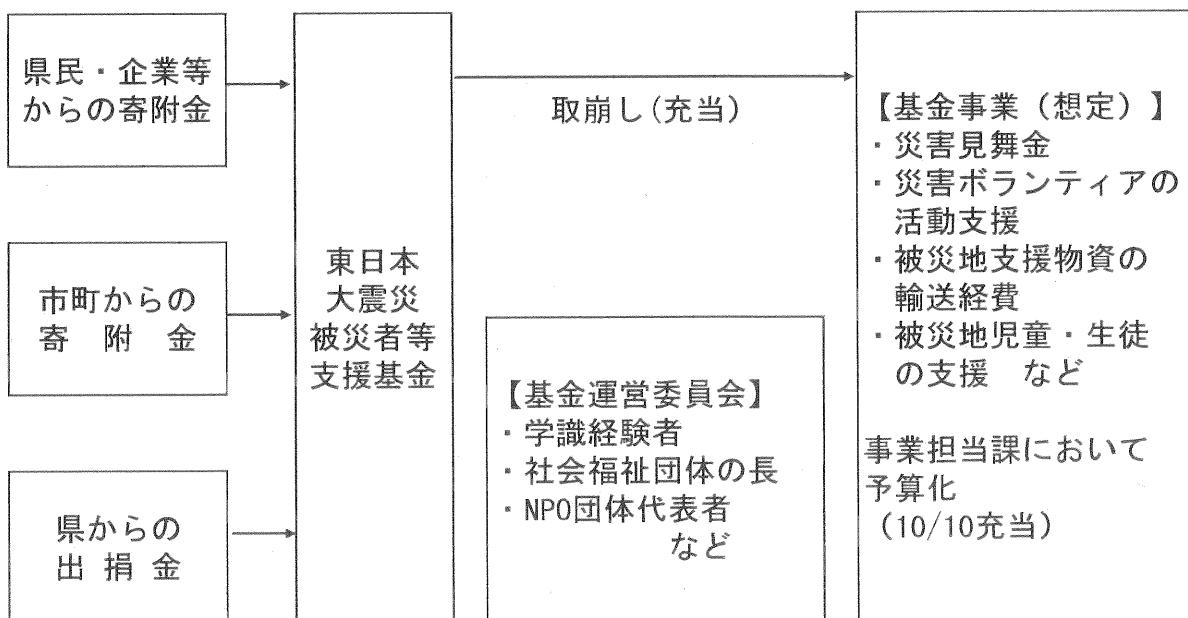
このため、本県においては、広く支援を呼びかけ、寄附金等を財源とした「愛媛県東日本大震災被災者等支援基金」を設置し、被災者等の支援に迅速かつ公平に活用できる仕組みを構築する。

2 基金の原資

- ・県（10,000千円）
- ・県民・企業等からの寄附金
- ・市町からの寄附金

3 基金の性格 取崩し型の特定目的基金

4 基金の積立と執行のフロー（案）



5 基金の使途（想定）

- ・災害見舞金
- ・災害ボランティアの活動支援
- ・被災地支援物資の輸送経費
- ・被災地児童・生徒の支援 など

6 基金運営委員会

- ・役割 基金充当事業の内容等の決定（事業の詳細は予算編成過程で精査） 等
- ・構成 学識経験者、社会福祉団体の長、NPO団体代表者などで構成

7 当面のスケジュール

- ・23年4月 予算計上・条例制定
運営委員会の設置
- ・23年6月 積立予算計上（追加：民間からの受入）
事業予算計上

8 寄附の方法

地元金融機関と連携して専用の振込口座を開設し、県民からの寄附金を募る。

9 基金の規模

県は10,000千円を出捐するが、あくまで県民・企業等の善意によるものであるため、規模の目標は設定しない。

10 その他

この寄附金は寄附金控除の対象となる。

- ・個人からの寄附は、個人住民税及び所得税の寄附金控除が受けられる。
- ・法人からの寄附は、寄附金相当額全額が損金算入できる。

愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例

(設置)

第1条 東日本大震災の被災者等で県内に避難したものに対する生活支援その他当該震災の被災者等の支援に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災被災者等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。